

基本政策部会の設置について（案）

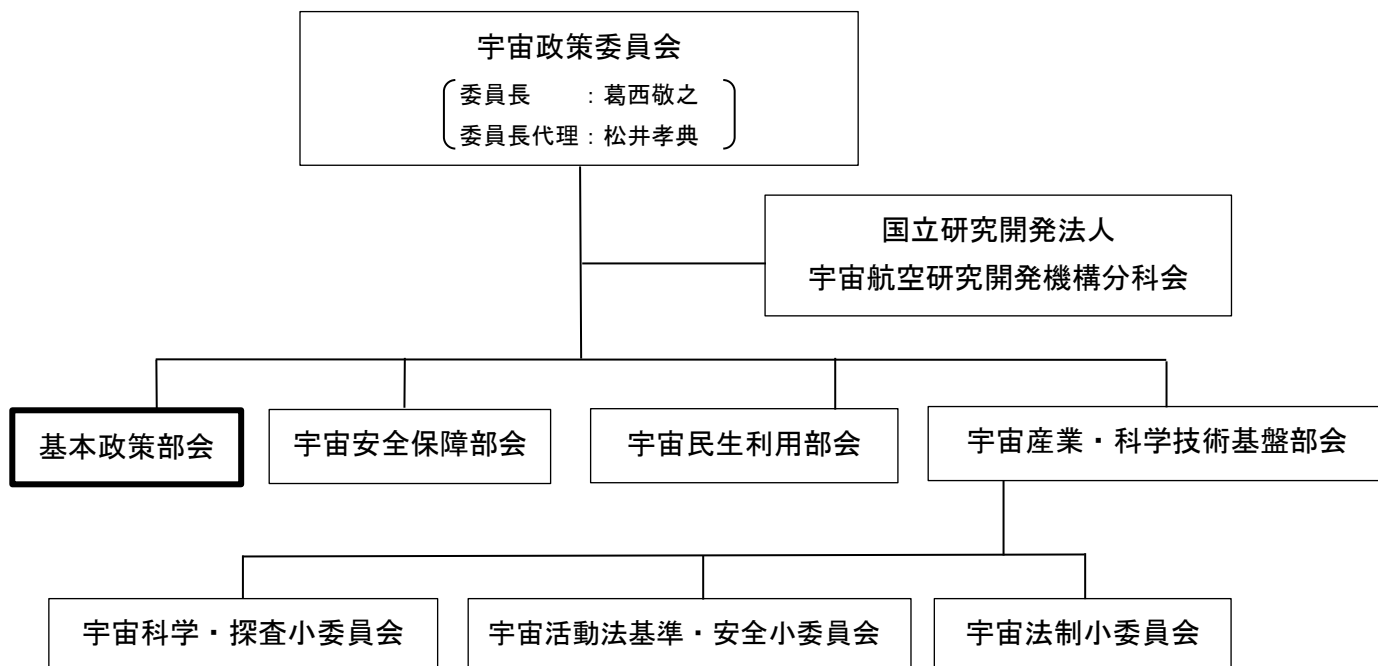
令和元年6月24日

1. 趣旨

宇宙基本計画の改定を念頭に、宇宙政策の基本的な事項について幅広く審議するため、宇宙政策委員会に宇宙基本政策部会を設置する。

宇宙政策委員会は、各部会及び小委員会の調査検討状況につき逐次報告を受けることとする。

2. 体制図



(参考)

宇宙政策委員会令（平成二十四年政令第百八十六号）（抄）

（部会）

第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

宇宙政策委員会 基本政策部会の設置について(案)

1. 設置の目的

我が国の宇宙開発利用をめぐる環境は大きくかつ加速的に変化している。現行の宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定、その後平成28年4月1日閣議決定)が策定されて以降を振り返っても、その間の宇宙安全保障環境の変化及びこれらを踏まえた平成30年度12月の新たな防衛大綱の策定、民間における新たな宇宙活動の担い手の登場や、更には国際宇宙探査や宇宙科学・探査分野における各国の動向の変化、我が国の宇宙開発の進展など、目まぐるしいものがある。加えて、10年計画である宇宙基本計画の5年目という折り返しを迎えており、現行の宇宙基本計画の改定に向けた検討をする必要があると考えられる。

このため、新たな宇宙基本計画の策定を念頭に、宇宙政策の在り方について幅広く検討するため、宇宙政策委員会に「基本政策部会」(以下「部会」という)を設置する。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 安全保障環境を踏まえた新たな宇宙安全保障への取組み
- (2) 民間における宇宙利用の進展や新たな産業の登場を踏まえた宇宙の民生利用の取組み
- (3) 国際宇宙探査や宇宙科学・探査などの新たな展開を踏まえた今後の宇宙産業・科学技術基盤の強化への取組み
- (4) その他、新たな環境変化を踏まえた必要な取組み

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係府省・機関等の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

部会の委員は、宇宙政策委員会令に基づき、宇宙政策委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する。また、部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

部会の庶務は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。